

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について（欠席理由別対応表）

令和3年4月1日

欠席の理由		出席停止	登校時の判断基準	判断する人	提出書類
1	児童生徒が感染した時	○	医師・保健所に判断をもらう	医師・保健所	連絡帳・口頭など (保護者から)
2	児童生徒が濃厚接触者になったとき（家族の感染など）	○	医師・保健所に判断をもらう	医師・保健所	連絡帳・口頭など (保護者から)
3	家族が濃厚接触者になったとき（親の職場同僚の感染など）	保護者に自宅休養を要請の上、出席停止とする。	保護者と学校で相談する	保護者・学校	連絡帳・口頭など
4	児童生徒に基礎疾患があり感染予防の時	○	主治医が判断した時	主治医	連絡帳・口頭など (保護者から)
5	児童生徒または家族等の感染予防の時	保護者と相談の上欠席または出席停止とする (校長判断)	保護者と学校で相談する	保護者・学校	連絡帳・口頭など
6	児童生徒に発熱・風邪症状等の症状がある時	○	児童生徒の症状がなくなった後、1日経過期間をおいてから	保護者	登校届
7	家族等に発熱・風邪症状等の症状がある時	○ 基本的には保護者の申し出で分かることではあるが、学校からは休むようお願いする。	家族等の症状がなくなった後、1日経過期間をおいてから	保護者	連絡帳・口頭など

教職員が発熱・風邪症状で休んだ際の出勤の目安は児童生徒と同様に考える。